



Title	吐魯番出土文物研究会会報 第72号
Author(s)	
Citation	吐魯番出土文物研究会会報. 1992, 72, p. 1-6
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/78883
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

吐魯番出土文物研究会会報

第72号

1992年1月1日
吐魯番出土文物研究会

■ 目 次 ■

〈特別寄稿〉 トゥルファン出土「某氏殘族譜」初探（Ⅰ）……………王素著 1
關尾史郎訳

〈特別寄稿〉

トゥルファン出土「某氏殘族譜」初探（Ⅰ）

王素著
關尾史郎訳

【訳者解題】

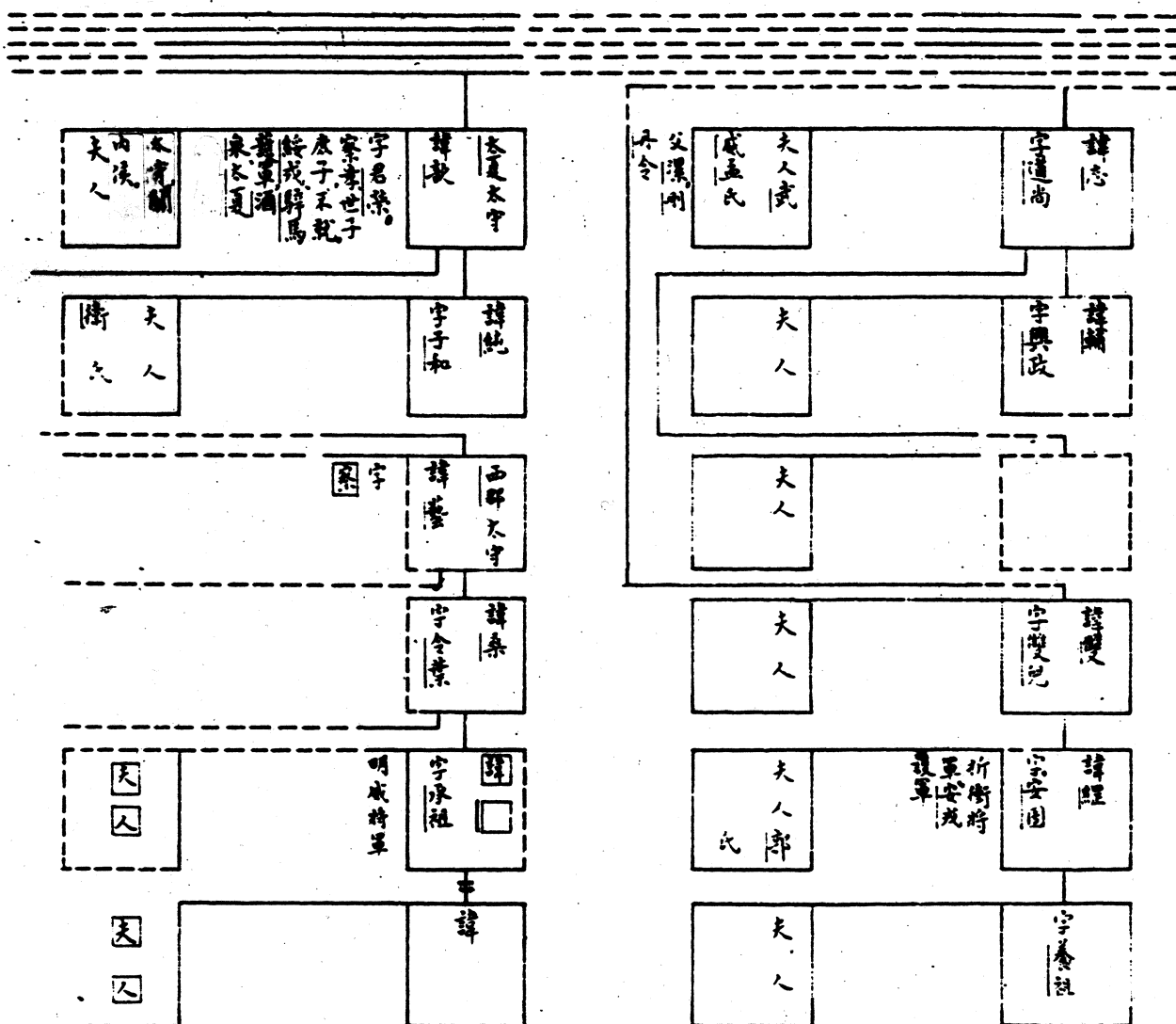
本会では1990年12月1日に発行した本誌の別冊において、「本誌への投稿について」と題してひろく本会会員以外の読者の方々に投稿を呼びかけた。かねてより本会の活動と本誌に対しご支援をいただいていた北京の中国文物研究所の王素先生にも訳者が手紙でこのことをお知らせしたところ、1991年8月、北京を訪れた東京大学東洋文化研究所の池田温先生を通じて早速「吐魯番出土《某氏殘族譜》初探」と題する貴重な力作をお寄せいただくことができた。ここに掲載するのはその日本語訳である。訳出には關尾があたったが、本会の会員諸氏からは貴重な助言をいただいた。ただし誤りや不備があれば、それは全て訳者である關尾の責任である。なお原稿では註が脚注の形式をとっていたが、訳文では技術的な制約もあって毎号本文のあとに一括して掲げ、また便宜を考えて訳者の責任で訳註を付した。本文中には原註を（）で、訳註を〔〕で示した。このほかにも、引用史料に著者が附された圈点も技術的な制約で下線に、《》や〈〉などの括弧については訳文にふさわしいと思われる形式にそれぞれあらためるなどの改変をほどこした。

なお王素先生からはご自身の作成にかかる略歴と著作目録もあわせて送っていただいた。次号に掲載する予定なので、あわせてご参照いただきたい。待望久しい『吐魯番出土文書』図文対照本の編集と公刊の準備でご多忙のなか、私たちの要望に応じて下さった王素先生、ならびに原稿を将来された池田温先生にあらためて感謝の意を表する次第です。

『吐魯番出土文書』（以下、『文書』と略記）には二件の族譜が掲載されている。一件は一九七三年に発掘が行なわれたアスターナー一三号墓から出土したもので、これは『文書』第三冊（六三～六四頁）に「高昌某氏殘譜」と命名されて、また『文書』の図文対照本では第一冊（三三三頁）に「某氏殘族譜」と表題をあらためた上で掲載されている。もう一件は一九六六年に発掘が行なわれたアスターナ五〇号墓から出土したもので、こちらは『文書』第三冊（一七九～一八四頁）で「某氏族譜」と命名され、図文対照本の第一冊（三八二～三八四頁）もこれを踏襲している。このうち後者に関しては、既に著名な中央アジア史家である故馬雍先生の研究があるので⁽¹⁾、本稿では前者について検討を加えたい。

前者の族譜、すなわち「某氏殘族譜」（以下、譜と略記）は一紙だけが現存している。図文対照本にもとづき復元すると、以下ようになる⁽²⁾ ^[1]。

某氏殘族譜



当該の譜は残欠が著しく、実線で示したのが現存している線であり、点線で示した部分が文書の整理担当者の推補した線である。左右二つの欄があるが、いずれの欄も右の□が譜主のもので、左の□が譜主の夫人のものである。譜のなかに引かれた線は各人の関係を示すものである。□が先ず書き上げられたようで、その大きさは均一になっており、譜主であればその名と字を、また夫人であればその姓氏と郡望を記入できる程度に統一されている。ただし譜主の官歴が顕著な場合は□の中に先ず最終の官を記すことになっていたので、そのために字は□の外にはみ出し、さらにそのあとに官歴が記されている。この場合、記載内容が多いわりに余白が小さいので、夫人の□の内部にまで譜主の官歴が書き込まれることになる。いっぽう譜主の官歴がさして顕著でない場合は、最終の官も官歴も□の外に記されている。また夫人の親族で官歴を有する場合も、その名と最終の官が□の外に記された。ところで左右の欄とも最下段の譜主については、一つは「字養祖」とだけ、もう一つはたった一字「諱」とのみ記されているにすぎない。このうち前者のごとき例は「某氏族譜」にも見られ、馬雍先生は古礼では死後初めて諱が称されたことを根拠として、「おそらく諱が書かれているのは譜が作成された時点で既に故人となっていた人物なのに対して、まだ諱が書かれていないのは譜が作成された時点で現存していた人物であろう。」とされている。いっぽう後者のような例は、他にはほとんどない。当該の□とその上の□は縦線で結ばれ、その関係が示されているが、この線の中ほどに二本の短い横線がある。これは削除を意味する符号と考えられる。もしこの推測に誤りがなければ、当該の□とその上の□はいかなる関係もないことになる。すなわち上の□の「諱某字承祖」なる人物には承継する子がなかったということの意味する。したがって当該の□とその中の「諱」という字、またその左の□とその中の「夫人」という二字はいずれも既定の書式であり、特定の内容をもたない具文だったということになる。「夫人」が具文だったからこそ、譜主の配偶者は等しく「夫人」とされたのである。このことは、「某氏族譜」で譜主の配偶者が「妻」と称されたり、「夫人」と称されたりしているのとは明らかに異なっている。馬雍先生は、「『夫人』と称された女性の夫は官爵を有していたのに対し、『妻』と称された女性の夫は無官の庶民である。」と考えられた。しかし本譜に関してはこのような見解は妥当ではないだろう。また夫人については、□の中に姓氏を欠いているケースが多いが、その理由は詳らかではない。加えて本譜の書法は比較的粗略であるので、上述したように配偶者を等しく「夫人」として用語を厳密に区別しないで書写されていること、書き改めた痕跡が残っていること、夫人の多くが姓氏を欠いていることなどもあわせ考えれば、これは非公式に抄写されたものだったように思われる。そのほか、残存状況から判断すると、本譜は二次利用されて死者の服飾品としてではなく、直接に随葬品として埋納されており、したがって墓主本人と深い関係があるものと考えられる。いうまでもなく、これらの点は表面的な観察から得られた皮相な印象にすぎない。譜主の郡望や姓氏は不明だし、彼らの生存した時代も不詳のままであるが、上のような観察だけでは、この二つの問題の解明はのぞめない。その解明のためには、編纂史料やその他の出土文物などを博搜しつつ、さらに検討してゆかなければならない。

一 譜主の郡望と姓氏

本譜には譜主の郡望も姓氏も記されてはいないけれども、郡望、姓氏の考察ともきわめて困難というわけではない。先ず譜主の夫人の姓氏と郡望の分析・検討から着手しよう。本譜の夫人の姓氏としては孟氏、郭氏、および衛氏の三氏が認められる。このうち郡望が明記されているのは孟氏だけで、郭氏と衛氏については郡望の記載を欠いている。さて譜主の「志」の夫人孟氏の郡望は「武威」となっている。五胡十六国時代、孟氏は武威郡の大族だった。例えば後涼の昌松太守や南涼の左司馬などを歴任した孟暉は、『晉書』卷一二六秃髮傉檀載記に「武威の宿望」とある。本譜が夫人の孟氏について武威の出身だったことをとくに注記している事実は、郡望が非常に重視されていたことを物語っている。そのように考えれば、譜主「經」の夫人郭氏と「純」の夫人衛氏について、本譜が等しく郡

望を明記していないのは、郡望の明記を必要としないだけのなんらかの理由が必ずやあったものと思われる。その理由とは、郭氏と衛氏がともに譜主と郡望を同じくしていたということにほかならない。この当時編纂された族譜で、「某郡某氏譜」という表題が附されているものはいずれも譜主の配偶者について、同郡であればみな郡望を注記せず、異なる郡に限っては郡望を注記したものと考えられる。『世説新語』に附された劉孝標の注には族譜の例証が数多く引かれており、ここに列挙する必要はなかろう。したがって譜主の郡望と姓氏はなお不明だが、郭氏と衛氏の郡望さえ明らかになれば、譜主の郡望や姓氏も容易に知ることができよう。

譜主は武威の大族孟氏の女性を夫人としているので、譜主自身も河西の大族であったことは疑いない。また郭氏と衛氏の二人の夫人もともに河西の大族だったと考えられる。史書の記載によれば、五胡十六国時代河西の郭氏には敦煌と西平の二つの郡望があり、衛氏の郡望は西平だけだった。本譜に登場する郭氏と衛氏は郡望が同じだったので、彼女らはいずれも西平の大族だったという以外には考えられない。したがって譜主もまた西平の大族だったということになる。しかし当時西平の大族には麴氏、郭氏、衛氏、田氏、王氏、および車氏という六つもの姓氏があり、郭氏と衛氏を別にして、そのうちいずれが譜主の姓氏なのかを特定しなければならない。この問題については、本譜と同じくアスターナー一三号墓から出土したその他の文物とも関連させながら、推定してゆく必要がある。『文書』の同墓の題解の紹介（六〇頁）によれば、この墓から出土した文物は多くなく、本譜を除くと、「高昌延昌三十（五九〇）年張氏妻馬氏墓表」、「延和十二（六一三）年張順墓表」、「義和四（六一七）年張順妻麴玉娥墓表」、および同年の缺名随葬衣物疏などである。このうち随葬衣物疏は『文書』に収録されており（六〇～六二頁）、三方の墓表についても既に公表されている⁽³⁾。そのうちの一つ、張氏の妻馬氏の墓表には末尾に「敦煌張氏妻扶風馬氏□□之墓表也。」とある。この張氏とは張順のことであるが、張順は敦煌の人で、その妻馬氏は扶風の人なので、郡望はいずれも西平とは関係がない。いっぽう張順の妻麴玉娥の墓表には、張順の後妻である麴玉娥の郡望について記すところがない。しかし前述したように、本譜は墓主と密接な関係があり、また既に譜主が西平の人であり、かつ麴氏が西平の大族であることもわかったので、これらの点から以下のように推断することは困難ではない。すなわちこのアスターナー一三号墓の墓主張順の妻である麴玉娥は西平の人であり、本譜はおそらくこの麴玉娥の随葬品であって、譜主もまた西平の麴氏である、と。かかる推断を証明するために、さらに根拠を二点ほど提示することにしよう。

第一に、西平の諸大族はいずれもよく謀反を起こしており、相互の関係が比較的緊密だったということである。

この西平の諸大族がいずれもよく謀反を起こしたということは、特殊な歴史的現象といえよう。そのなかでも麴氏の謀反の歴史はとくに長きに及んでおり、それこそ謀反のリーダーといった感がある。『魏志』卷一五張既傳には、東漢の末年に「西平の麴演等が並に郡を舉げて反」いたり、「西平の麴光等が其の郡守を殺」したりしたことが記されている。また同志の卷三明帝紀太和元（二二七）年正月条には、「西平の麴英が反」いたことが出ている。さらに『晉書』卷三武帝紀泰始五（二六九）年六月条にも、「西平の人麴路、登聞鼓を伐ち、言は祆謗多し。」とある。これは兵を率いて公然と朝廷に反旗を翻し、官員を殺害したばかりか、妖言によって民衆を惑わしたのだから、朝廷の厳しい懲罰は免れがたいところであり、麴演、麴光、麴英、および麴路などこれらの人々はいずれも最後は横死をとげざるをえなかったのである。しかしこのような結末は、西平の麴氏をしてますます朝廷との対決姿勢を強めさせることになった。前涼の張軌の時代、河西では涼州刺史の張軌に対する名実ともに大がかりな反乱が勃発する。西平の麴氏、田氏、および王氏の諸大族はいずれもこれに巻き込まれてゆくが、なかでも麴氏が最も多く、また受けた打撃も麴氏が最も大きかった。この反乱のおよその経過は、『晉書』卷八六張軌傳によると、以下のようなものである。

（張）軌後患風、口不能言、使子茂摂州事。酒泉太守張鎮潛引秦州刺史賈龕以代軌、密使詣京

師、請尚書侍郎曹祛爲西平太守、圖爲輔車之勢。軌別駕麴晃欲專威福、又遣使詣長安、告南陽王模、稱軌廢疾、以請賈龕、而龕將受之。其兄讓龕、……龕乃止。更以侍中爰瑜爲涼州刺史。治中楊澹馳詣長安、割耳盤上、訴軌之被誣、模乃表停之。

晉昌張越、涼州大族、讖言張氏霸涼、自以才力應之。從隴西內史遷梁州刺史。越志在涼州、遂託病歸河西、陰圖代軌、乃遣兄鎮及曹祛・麴佩移檄廢軌、以軍司杜耽攝州事、使耽表越爲刺史。軌……以子寔爲中督護、率兵討鎮。……鎮……詣寔歸罪。南討曹祛、……祛遣麴晃距戰于黃阪。寔詭道出浩亶、戰于破羌、斬祛及牙門田囂⁽⁴⁾。

秦州刺史裴苞・東羌校尉貫與據險斷使、命宋配討之。西平王叔與曹祛餘黨麴儒等劫前福祿令麴恪爲主、執太守趙彝、東應裴苞。寔迴師討之、斬儒等。

初、寔平麴儒、徙元惡六百餘家。治中令狐瀏曰、「夫除惡人、猶農夫之去草、令絕其本、勿使能滋。今宜悉徙、以絕後患。」寔不納。儒黨果叛、寔進平之。

この反乱は、釀成、爆発、および余波の三段階に分けることができる。引用した部分では第一段落は釀成、第二段落は爆発、そして第三・第四段落は余波にそれぞれ相当する。ここに登場している麴晃、麴佩、麴恪、および麴儒らは西平太守曹祛や西平の人王叔などと密接な関係を有しており、いずれも西平麴氏の一員と考えられる。田囂は西平太守曹祛の牙門で、当然ながら西平田氏である。これに西平の人王叔を加えれば、この反乱には西平の六大族中、少なくとも三大族が巻き込まれたことになる。麴氏の巻き込まれ方は、単に人数が多いのみならず、釀成と爆発、そして余波の全段階に関与しており、おのずと受けた打撃も最大であった。もっとも移住させられた「元惡六百家」のなかには麴氏のみならず、西平のその他の大族のメンバーも含まれていたに相違ない。彼らがどこに移住させられたかは不明だが、西海郡に連行された可能性が高い。また西平に残留した一党は久しからずして再度反乱に立ち上がったが、今度も平定されてしまった。これ以後、西平麴氏の活動は一貫して規制されていたようで、長期にわたって政治の表舞台には登場していない。

しかしながら、西平のその他の大族の状況は麴氏ほどではなかったようでなので、反乱自体は依然として絶えることなく続いていた。先に引いた張軌傳に附されている張玄靚傳には、以下のようにある。

有隴西人李儼、誅大姓彭姚、自立於隴右、奉中興年號、百姓悅之。玄靚遣牛霸率衆討之、未達、而西平人衛琳又據郡叛。霸衆潰、單騎而還。（行大將軍事張）瓊先欲征琳、以兄珪在琳中爲疑、琳亦以弟在瓊中、故彼我經年不相伐。西平人郭勛解天文、不應州郡之命、琳禮聘之。勛曰「張氏應衰、衛氏當興、豈得以一弟而滅一門、宜速伐瓊。」琳將從之。瓊遣弟琚領大衆征琳、敗之。西平田旋要酒泉太守馬基背瓊應琳、旋謂基曰「琳擊其東、我等絕其西、不六旬、天下可定、斯閉口捕舌也。」基許之。瓊遣司馬張姚・王國將二千人伐基、敗之、斬基・旋二人之首、傳姑臧。

この反乱は、実際には西平の衛氏、郭氏、および田氏の三大族を中心としていた。衛氏が真っ先に立ち上がり、郭氏が衛氏にに応じてこれを補佐し、次いで田氏が自ら立ってこれを積極的に支援した。このことは西平の諸大族相互間の関係が密接だったことを示している。もっともこれらの大族間の相互関係が機能しない時もあった。例えば先にも引いた禿髮傉檀載記には、以下のようにある。

邯川人衛章等謀殺（邯川護軍）孟愷、南啓乞伏熾磐。郭越止之曰「孟君寬以惠下、何罪而殺之！吾寧違衆而死、不負君以生。」乃密告之愷、誘章等飲酒、殺四十餘人。

後涼の呂光が安夷県を西平郡から分けて樂都郡を置き、さらに南涼の禿髮傉檀が樂都郡内に邯川護軍を置いたという経緯からすれば、ここにいう邯川の人とは実は西平安夷の人のことである。衛章は西平安夷の人であり、したがって本来衛章の一党であった郭越も当然西平の大族のメンバーであろう。ただし郭越は衛章に協力しなかっただけでなく、逆に衛章とその仲間を陥れて殺害してしまったのである。これはたまたま西平の大族が相互に協力しなかった事例といえよう。しかしここでも、郭越はもともと衛章の一党であって、衛章が孟愷を殺害しようとした際、先ず計画を郭越に知らせて

いるという点に注意を払わねばなるまい。西平の諸大族間の相互関係はやはり緊密だったのである。また郭越が衛章の反乱に協力しなかったとはいえ、西平郭氏に潜んでいた反抗精神が西平衛氏のそれに及ばなかったというわけでもない。記録によれば、西平郭氏が立ち上がった反乱は西平衛氏のそれに比べるとはるかに多いのである。『資治通鑑』卷一〇四東晉太元元（三七六）年条には、前秦が前涼を滅ぼして苻堅が梁熙を涼州刺史に任命し、その梁熙が宋皓を主簿としたが、「西平の郭護、兵を起こして秦を攻」めたので、「熙、皓を以て折衝將軍と爲して之を討平せしめ」たことが記されている。西平郭氏は代々星による占トを業としており、常に天命に仮託して反乱を呼び起こしており、その分だけ影響力は西平衛氏に比較すると大きかった。郭勛は天文に長じていたので、「張氏應に衰えんとし、衛氏當に興らん。」と妄言して衛琳の反乱に加担したことは前述したとおりである。ただ郭護の反乱が天命に仮託されたものだったのか否かは明らかではない。西平にはまた郭縻なる者があり、星による占トの術を非常によくしたとされ、『晉書』卷九五藝術傳に本伝が立てられている。それによると、彼は後涼に仕えて太常に至り、「後、（呂）光年老なるを以て、その將に敗れんとするを知り、遂に光の僕射王祥と兵を起こして亂を作し」たが、「百姓は縻の起兵するを聞き、咸以らく、聖人事を起こす、事成らざるはなし、と。故に相率いて之に従うこと及ばざるがごと」きであった。王祥は一説に王詳に作るが、彼も西平の人だった可能性がある。そして西平田氏はさらに謀反を起こす家系であった。同書卷一二九沮渠蒙遜載記には、先に段業が右將軍田昂が弑心を抱いていると疑って一旦は幽閉したものの、またあらためてこれを赦したのを、部下の王豐孫が、虎を山に放してはいけないと警告した記事を載せるが、彼はそこでとくに「西平の諸田、世々反く者有り。」と述べている。果たしてその後田昂は謀反を起こすことになる。

西平の諸大族は等しくよく謀反を起こしており、相互の関係は緊密であった。このように緊密でありえた原因のひとつは、彼らのあいだに結ばれていた婚姻関係にあると考えられるが、本譜では麴氏が郭氏や衛氏と通婚しており、その証拠となりうるものである。（待続）

【原註】

- (1) 馬雍「略談有關高昌史的幾件新出土文書」（『考古』一九七二年第四期〈新疆社会科学院考古研究所編『新疆考古三十年』烏魯木齊 新疆人民出版社、一九八三年、同氏『西域史地文物叢考』北京 文物出版社、一九九〇年、所収〉）。ただしこの論稿は、後者の族譜については公表当時の条件に制約され、なお少なからず検討すべき問題を残しているが、この点に関しては機会をあらためることにして、本稿では詳論しない。
- (2) 一九八五年に筆者が『吐魯番出土文書』の図文対照本の校訂と編集に従事した際、考古学者の故李徵先生と共同で原文書を利用して本譜の校訂を行った。本稿における復元もこの時行なったものである。なお図文対照本の第一冊は一九九二年に出版の予定である。
- (3) 侯燦「麴氏高昌王国官制研究」（『文史』第二二輯、一九八四年）、ならびに同氏「解放後新出吐魯番墓誌録」（北京大学中国中古史研究中心編『敦煌吐魯番文献研究論集』第五輯 北京 北京大学出版社、一九九〇年）、参照。
- (4) 中華書局の校点本では「斬祛」の前に「軌」字があるが、解釈が困難である。『十六國春秋輯補』卷六七前涼張軌傳では「軌」字がないので、ここではこれに従った。
- (5) 邯川護軍の前身は邯川戍であろう。『元和郡縣圖志』卷三九隴右道鄜州米川縣條に、「本前涼張天錫於此置邯川戍。」とある。

事務局（連絡先） 〒182 東京都調布市国領町5-19-14

荒川正晴方

TEL 0424(81)4633

吐魯番出土文物研究会 (The Research Society for Turfan Relics)